

# 御船町農業委員会会議録

平成 28 年 4 月 8 日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 平成 28 年 4 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 4 月 8 日（月）午後 3 時 00 分から 5 時 00 分
2. 場 所 本庁舎 3 階 大会議室

### 3. 出席委員（20 名）

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

委 員 3 番 荒木 義一

委 員 12 番 藤村 俊治

委 員 4 番 竹崎 幸雄

委 員 13 番 藤田 邦弘

委 員 5 番 山本 富士夫

委 員 14 番 河地 友好

委 員 6 番 田中 安男

委 員 15 番 芥川 誠

委 員 7 番 緒方 顯治

委 員 16 番 藤本 隆盛

委 員 8 番 川地 良一

委 員 17 番 松岡 信浩

委 員 9 番 上田 洋介

委 員 18 番 江藤 弘

委 員 10 番 山下 啓四郎

委 員 19 番 吉住 健二

委 員 11 番 後藤 博文

委 員 20 番 荒木 崇

欠席者 無

#### 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

5 議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

6 議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

7 議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について

8 議案第 20 号 平成 27 年度実績報告平成 28 年度事業計画（案）  
について

9 その他

### 5. 農業委員会事務局職員

課 長 松永 正夫

係 長 山下 直樹

主 事 白石 加奈子

## 1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 28 年 4 月の総会を始めさせていただきます。本日は 20 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 20 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 28 年 4 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

## 2 会長挨拶

はい。こんにちは、4 月になり新年度を迎えることになりました。4 月 1 日より農地法が変更となり新制度で行うこととなりました。皆さん大変お忙しい中、出席いただき誠にありがとうございます。農地利用の最適化と、いわれております。農地の集積等で、対応していかなければなりません。我々も昨年から農業委員として、活動して参りました。2 年目にはいります。昨年から非農地化を進めて参りました。守るべき農地は守っていかなければなりません。ただ、非農地も行っていかなければなりません。皆さん方の協力が必要でありますので宜しく願いいたします。さっそくではありますが、議案審議を行います。それでは、議事録署名委員の指名を行います。9 番委員 10 番委員を指名いたします。宜しく願いいたします。

議 長

議 長

それでは、議案の審議に入ります。議案第 16 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

## 3 議案第 16 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。 議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成 28 年 4 月 8 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典 2 ページをご覧ください。

議案書3条①の申請です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

物件の表示 大字〇〇字〇〇 地番又△△ 地目 畑 面積  
△㎡です。理由農地法第3条所有権移転  
1件町許可分の申請です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。3条申請で所有権移転1件町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、①の件について説明いたします。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、芋等の野菜の栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。第2項第5号（下限面積）に關しましては、取得後の下限面積は、△△㎡であり、御船町が定める下限面積を上回っております。第2項第6号（転貸禁止）に關しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。第2項第7号（地域との調和）に關しましては、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましては、担当委員の4番委員お願いいたします。

4 番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。この件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。  
ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。  
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第17号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案 17 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。平成 28 年 4 月 8 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。4 ページをご覧ください。

議案書 (4 条) ①です。

所有者の住所氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

物件の表示 大字〇〇字〇〇 地番△△ 地目 田 面積△  
m<sup>2</sup> 理由 4 条許可 (県) 転用の目的 道路

1 件の申請です。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。4 条の申請 1 件でした。

4 条申請①の要件等の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局

5 ページをご覧ください。実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。7 ページに記載してあります。申請地と記載してありますが、以前住宅申請・駐車場申請があったところであり、国道 443 号線を益城方面へ行くと〇〇〇という会社がございます。その裏手になります。3 月に申請がありました宅地に接道する農地であります。中心後退しなければならないためです。(後退部分の転用であります。)本来ならば 3 月の総会でセットにしなければならなかったのですが 4 月になりました。農地の区分といたしましては、第 2 種農地と判断しております。面積は△m<sup>2</sup>です。判断理由としては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地にあたります。転用目的としては、申請地は役場より直線で 1.5 km 離れた北側を宅地、東・西側を水路、南側を道路に囲まれた田地の一角である。隣接農地 2 筆の個人住宅建築に係る建築基準法に伴う中心後退部分について、今回道路として利用することで、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在

しません。申請の係る用途に遅滞なく供することの確実性は、平成28年6月1日から平成28年8月31日までの計画であり、問題ないと判断いたします。計画の妥当性は、田1筆△㎡であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を道路へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。事業計画中心後退部分は、8ページに記載してありますが、色つきの部分であります。確認ください。

県許可でありますので現地確認はして頂きました。2種農地であると判断していただきました。総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。道路申請でした。担当委員20番委員説明をお願いいたします。

20番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。この地域は、都市計画用途地域の地域でありますので何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。  
以上です。

議長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、道路中心後退申請であります、皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。  
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。  
はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。  
続きまして、議案第18号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、10ページをご覧ください。

議案第18号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成28年4月8日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。  
次のページをご覧ください。

議案書 5 条 ①譲渡者の住所 氏名 ○○県○○市○○町○  
○ △△番地△ ○○ ○○

譲受者の住所 氏名 ○○県○○市○○△△番地△

株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○

物件の表示 大字○○ 字○ 地番 △△ 地目 畑

面積 △△m<sup>2</sup>理由 5 条賃借権設定 転用目的 ○○○○

②譲渡者の住所 氏名 大字○○△△番地△ ○○ ○○

譲受者の住所 氏名 ○○県○○市○区○○○丁目△番地△

株式会社 ○○○○代表取締役 ○○ ○

物件の表示 大字○○ 字○○ 地番 △△ 地目 ○

面積 △m<sup>2</sup>。大字○○ 字○○ 地番 △△ 地目 ○

面積△m<sup>2</sup>。理由 5 条許可所有権移転 転用目的 ○○○○。

③譲渡者の住所 氏名 大字○○△△番地△○○○△  
号 ○○○○

譲受者の住所 氏名 大字○○△△番地△ ○○ ○○

物件の表示 大字○○ 字○○ 地番△△ 地目畑 面積△  
m<sup>2</sup>

理由 5 条所有権移転 転用目的 ○○○○

④譲渡者の住所 氏名 ○○県○○市○区○○△丁目△番地  
○○ ○○。

譲受者の住所 氏名 大字○○△△番地△ ○○ ○○

物件の表示 大字○○ 字○○○ 地番△△ 地目畑

面積△m<sup>2</sup>。理由 5 条所有権移転 転用目的○○○○

⑤譲渡者の住所 氏名大字○○△△番地○△△番地

○○ ○○

譲受者の住所 氏名 大字○△△番地△ ○○ ○○

物件の表示 大字○○ 字○○ 地番△△ 地目田 面積△  
m<sup>2</sup>。理由 5 条使用貸借権設定 転用目的 ○○○○。

⑥譲渡者の住所 氏名 大字○○○△番地△ ○○ ○○。

譲受者の住所 氏名 ○○県○○市○区○○△丁目△番地△  
○○ ○○

物件の表示 大字○○ 字○○○ 地番△△ 地目田 面積  
△m<sup>2</sup>、大字○○ 字○○ 地番△△ 地目田 面積△m<sup>2</sup>。計田  
2 筆△m<sup>2</sup>。理由 5 条所有権移転 転用目的○○○○

以上農地法第5条6件8筆です 以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。では、事務局より①の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、13 ページをご覧ください。こちらは昨年、一時転用ということで5条の賃借権設定されていまして。また、今回受注を受けられ工期延長に伴い今回は継続申請であります。平成28年3月8日をもって、同地区において新規工事を落札しており引続き事業を継続したい為であります。よって、平成29年3月31日まで延長をしたいということで申請が上がってまいりました。延長は合計で3年までで、期間内です。問題はございません。農地へ戻すのは、平成29年3月31日以降戻します。と約束されました。場所に関しては、15 ページをご覧ください。一時転用は総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長

はい、ありがとうございました。転用が現場事務所でございます。担当の4番委員をお願いいたします。

4 番

はい、事務局の説明と現地確認等で説明させていただきます。確約書も提出されておりますので、何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員

ございません。

議 長

意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、事務局より②の説明をお願いいたします。

事務局

はい、17 ページをご覧ください。場所は〇〇がございしますが、西側に〇〇からの道路がありますが、最近ですが良く転用が出ております。農地の区分といたしましては、第2種農地と判断いたしました。面積は△㎡です。転用の目的を説明いたします。

申請地は、役場より2km離れた北・南側を道路、東・西側を畑に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、近年、道路整備及び周辺の住宅化も進み、周辺の住民より〇〇〇の要望が多数あり、今後の住宅の需要が見込まれる場所である為、〇〇〇〇の計画をし、所有者と話が進み、農地法第5条申請に至っ



た。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手へ集積にも問題はないと判断いたします。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成28年5月15日から平成28年6月15日までの計画で、遅滞なく供することに問題ないと判断します。計画性の妥当性としては、畑2筆、△m<sup>2</sup>の敷地に〇〇〇〇の計画であり、配置等について妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を〇〇〇〇へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。18ページに記載してあるとおりに計画されると伺っておりますので、総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

議長 はい、ありがとうございます。5条の〇〇〇〇転用です。担当の12番委員説明をお願いいたします。

12番 はい、現地確認に参りまして、何ら問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。事務局及び担当委員より説明がございました。現地写真を見ますと耕作放棄地状態でありますので解消ということにもなります。皆さんの方で何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議長 意見等がございませんので、②の件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、事務局より③の説明をお願いいたします。

事務局

はい、22 ページをご覧ください。こちらの場所にしては、24 ページに掲載しております。国道 445 号線から県道横野・矢部線へ入り〇〇集落であります。農地の区分としては、第 2 種農地と判断いたしました。面積といたしまして、△m<sup>2</sup>。今回の転用目的といたしましては、申請地は役場より直線で 3.5 km ほど離れた北・東を農地、南・西側を道路に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、約△年前から申請地を〇〇〇〇として利用していたが、今回錯誤していたことに気づき、裁判所の和解調書により、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地滞で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手へ集積にも問題はないと判断いたします。続きまして、一般基準です。

資力及び信用は、現状のままで使用する計画で問題ございません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用事業に対して、和解調書が添付されている。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、現状のまま利用することで問題はないと判断する。計画の妥当性としては、畑 1 筆△m<sup>2</sup>の敷地に〇〇〇〇の計画であり、配置等について妥当であると判断する。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を〇〇へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少なく、周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。26 ページには、現状の〇〇〇が、建っております。23 ページに記載してあるとおりに計画されると伺っておりますので、総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

議 長

はい、ありがとうございました。5 条の〇〇転用です。担当の 5 番委員説明をお願いいたします。

5 番

はい、現地確認に参りまして、何ら問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。事務局及び担当委員より説明がございました。現地写真を見ますと新しい〇〇がございま

すが、建てられたということですか？

事務局

△年間で△回ほど建て直しされたようです。現在このような状況であります。

議 長

皆さんの方で何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

全委員

はい、ございません。

議 長

意見等がございませんので、③の件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当であると判断いたします。意見書を付けて、県へ提出いたします。続きまして、④の許可要件等の説明を、事務局よりお願いいたします。

事務局

はい、27 ページをご覧ください。こちらにつきましては、先月審議していただいた案件であります。32 ページに、確約書というものを提出していただきました。確約書をいただかないと承認しかねるような状況でしたので、出されました。

文章を割愛して読むと、無断転用で利用していた土地を今回提出中申請後3ヶ月以内に農地(畑)として復元いたします事確約いたします。この様な内容で、確約されましたので、受付いたしました。場所につきましては、先月説明したところであります。農地の区分といたしましては、第2種農地であると判断いたしました。面積が△㎡です。農地の区分と転用目的としては、申請地は、役場より直線で2kmほど離れた北・東・南側を道路、西側を畑地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、近隣で〇〇を経営しておりますが、現在、〇〇が不足している状況である。そのような中、申請地の所有者との話が進み、〇〇〇〇及び〇〇〇〇の計画をし、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手へ集積にも問題はないと判断いたします。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用に妨げとなるものは存在しません。計画の妥当性としては、畑1筆△㎡の敷地に〇〇〇〇及び〇〇〇〇の計画であり配置等について妥当であると判

断する。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を〇〇〇〇へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。31 ページには、現状の写真がございます。28 ページに記載してあるとおりに計画されると伺っておりますので、総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

議 長 はい、ありがとうございます。この地区担当は、18 番委員お願いいたします。

18 番 はい、現地確認へ参りました。会長及び事務局 2 名と、私 4 名で確認に参りました。確認いたしました。何ら問題は無いと判断いたします。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましては、私も現地確認へ参りました。一応、確約書で許可後 3 ヶ月間内に修復する約束をいただいております。この件につきまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 ございません。

議 長 無い様でございますので、④の件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で、許可相当であると判断いたします。意見書を付けて、県へ提出いたします。続きまして、⑤の許可要件等の説明を、事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、33 ページをご覧ください。場所につきましては、35 ページをご覧ください。役場のすぐ近くでございます。〇〇〇〇の目の前の田であります。農地の区分といたしましては、第 3 種農地と判断しております。都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内（第 2 種住居地域）に定められた農地である。よって第 3 種農地であると判断いたしました。面積といたしまして、△㎡こちらの転用目的といたしましては、〇〇〇〇となっております。申請地は、役場より直線で、50 m ほど離れた北・南側を道路、東側を水路、西側を鉄塔用地に囲まれた水田である。申請人は、現在の住居が手狭になってき

たことで、今回、父所有の土地でもあり、周囲には住宅の建ち並び住環境の整った地区であるということから、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手へ集積にも問題はないと判断いたします。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金と借入金にて対応する計画であり、残高証明書及び融資証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたします。転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無は、転用の妨げとなるものは存在しません。申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性としては、工期は平成28年5月1日から平成29年4月30日までの計画であり遅滞なく供することに問題はありません。計画面積の妥当性として、田1筆△㎡の敷地に個人住宅の計画であり、配置等について妥当と判断します。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を〇〇〇〇を建設し、〇〇へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。37ページには、現状の写真がございます。34ページに記載してあるとおりに計画されると伺っておりますので、総合判断として、事務局といたしましては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。ここの担当委員は、10番委員説明をお願いいたします。

10 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。隣接する農地は全くなく、何ら問題はありません。審議のほどをよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。〇〇建設の申請でした。この件につきまして、皆さんからのご意見はございませんか？

全委員 ございません。

議 長 はい、ではこの案件に賛成の方の挙手をお願いいたします。  
はい、ありがとうございました。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、⑥の申請について事務局から許可用件の説明をお願いいた

します。

事務局 はい、38 ページをご覧ください。議案第 18 号 受付番号 6 番 ○○ ○○ こちらの場所につきましては、40 ページに記載しております。こちらの南側を宅地分譲申請があったところであります。その時に、あまりの農地がありました。その農地に○○○○建設の計画を立てた。役場の前の道路を○○○○へ行くところの交差点付近であります。農地の区分としては、第 3 種農地と判断いたしました。理由としては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第 2 種住居地域）に定められた農地であります。面積としては、△m<sup>2</sup>です。申請地は、役場より直線で 300m ほど離れた周囲を道路に囲まれた水田であります。申請人は、近年、道路整備も進み、周辺には大規模な商業施設が建設されるとともに医療施設や公園、周辺の住宅化も進み、生活環境の整った場所である事から、○○○○建築計画をし、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地滞で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手へ集積にも問題はないと判断いたします。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、融資証明書により事業に必要な資金を有していると判断します。転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無は、地役権の設定がしてあるが同意書が添付されており問題ないと判断される。申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性は、工期は、平成 28 年 5 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの計画であり遅滞なく供することに問題はないと考えられる。計画面積の妥当性は、田 2 筆、△m<sup>2</sup>の敷地に○○○○の計画であり、配置等について妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地に○○○○を建築し、○○○へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。39 ページには、現状の写真がございます。42 ページに記載してあるとおりに計画されると伺っておりますので、総合判断として、事務局といたしましては許可相当

と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。こちらの担当委員は、14 番委員説明をお願いいたします。

14 番 はい、現地確認へ参りました。事務局からの説明のとおりであります。農地の周辺は、道路に囲まれた農地でありますので、問題はないと判断いたします。審議のほどをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。今、説明がございましたが、皆さんからのご意見等がございましたらお願いいたします。ございませんか？ しばらくして

無いようですので、この案件に対して許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございました。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第 19 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、45 ページをご覧ください。 議案第 19 号 農業基盤強化促進法第 18 条の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 28 年 4 月 8 日提出 御船町農業委員会長鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分です。今月の新規分は、10 件の賃借権設定です。田の合計が 40,001 m<sup>2</sup>畑は、2,286 m<sup>2</sup>です。計 42,287 m<sup>2</sup>です。次の 34 ページをご覧ください。こちらは再設定分であります。賃借権設定 1 件出ております、田です。田の計が 1,669 m<sup>2</sup>です。46 ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）です。農業公社を通しての所有権移転であります。今回は 1 件であります。田の 5,368 m<sup>2</sup>であります。畑等はありませんので計の 5,368 m<sup>2</sup>であります。次の 36 ページです。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 27 年 6 月 25 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 28 年第 4 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 177,630 m<sup>2</sup>畑の累計は、13,078 m<sup>2</sup>。田畑合計で 190,708 m<sup>2</sup>となっております。所有権移転に関しましては、田 0 m<sup>2</sup>となっております。畑はございませんので累計は、0 m<sup>2</sup>です。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。利用権設定一覧・集積計画  
総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたら  
お願いいたします。

議長 ございませんか。 それでは、利用権設定並びに利用  
集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいた  
します。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、  
議案第 20 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいた  
します。

事務局 はい、48 ページをご覧ください。

議案第 20 号 平成 27 年度農業委員会事業実績報告及び平成  
28 年度事業計画（案）について承認を求める。

平成 28 年 4 月 8 日 提出 御船町農業委員会。

次のページをご覧ください。平成 27 年度の事業経過報告が記  
載してあります。6 の情報活動の推進 「全国農業新聞」の普  
及新規 17 名で表彰をうけております。10 農地台帳等の電算管  
理の実施 農家台帳の整理や、閲覧が出来るようになった新シ  
ステムの導入となります。11 ですが、農地の利用状況調査・  
意向調査を年 1 回必ず行わなければなりません。一次調査 8/25  
で 1,719 件 回収件数 915 件 回収率 53.2%でありました。  
二次調査発送件数 150 件 現在調査継続中です。この調査もな  
かなか進まない状況であります。それから、皆さんと一緒に見  
地確認へ参りました、非農地申請件数として、10 件 54 筆  
25,521 m<sup>2</sup>に申請があり、非農地通知 10 件 47 筆 23,966 m<sup>2</sup>であ  
りました。否認分としては、2 件 7 筆 1,555 m<sup>2</sup>でありました。  
重複しておりますが、複数の筆が出ていた為であります。ご理  
解ください。12 耕作放棄地の件ですが、今年は、県・国の補  
助事業は、ございませんでした。斡旋による耕作放棄地解消と  
しては、22 筆 20,125 m<sup>2</sup>でありました。後の方は、各自お読み  
ください。50 ページに平成 27 年度事業実績報告書を添付して  
おります。事業名が記載されておりますが、月ごとに項目での  
申請があった件数であります。続きまして、51 ページをご覧  
ください。平成 28 年度御船町農業委員会事業基本計画（案）  
という計画を立てました。優先して行わなければならぬことは、  
3 の農業者年金制度の普及及び加入推進に努めるというところ  
です。前年は、加入者がおられなかったので継続して、加入推



進を行っていただきたい。興味が有られる方がいらっしゃるの  
であれば、事務局へ連絡していただき、事務局より説明いたし  
ます。Ⅲの事業実施計画がございます。農地パトロールを随時  
行ってください。農作業の合間にでもお願いいたします。通年  
でお願いいたします。④に耕作放棄地の解消がございます。国  
から耕作放棄地解消事業などがございますので、利用していただ  
きたいと話がありました。相談があったら事務局へお尋ねく  
ださい、説明いたします。2 農地の利用集積の推進平成 28 年  
度に改訂がありまして、農業委員さんのメインテーマでありま  
す。必須業務になります。法的に定められたので、農用地の利  
用集積をしてくださいということでもあります。6に「全国農業  
新聞」の普及活動、広報みふねを活用し、周知を徹底する。V  
農地利用状況調査で、荒廃農地の A・B 分類の仕分け及びそれ  
に伴った、中間管理事業の促進と非農地通知の発行問い合わせ  
があると思いますので対応をお願いいたします。52 ページに  
は、年間計画書であります。通年この様な流れで行います。別  
件となりますが、平成 28 年度農業委員会総会日程表を掲載し  
ております。一応、会議日程はこの様な流れであります。行事  
関係で変更するかもしれませんが、ご理解ください。昨年度は、  
予算が取れなかったのですが、本年は、予算が取れたので 52  
ページ 9 月の予定で農業委員資質向上研修会を立てておりま  
す。日程は、検討中でありますので、決定次第報告いたします。  
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。平成 27 年報告・平成 28 年  
計画案でした。この件につきまして、意見のある方はございま  
せんか？

御座いませんか？ 無いようでありますので、平成 27 年  
報告・平成 28 年計画案について、承認いただける方の挙手  
をお願いいたします。 はい、ありがとう御座いました。全委員  
賛成で承認いたします。

事務局 平成 27 年度会計報告 収支報告を机上配布しておりますので  
各自で目を通して頂きますようお願いいたします。  
地籍調査の件ですが、間に合わなかったので次月に報告いたし  
ます。

部会の方の検討をお願いいたします。

議 長 これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

9 番

印

10 番

印